

年金積立金管理運用独立行政法人の 平成21年度の業務実績の評価結果

平成22年8月20日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成21年度業務実績について

(1) 評価の視点

年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的として、平成18年4月1日に発足した独立行政法人である。

今年度の管理運用法人の業務実績の評価は、平成18年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成18年度～平成21年度）の4年目（平成21年4月～平成22年3月）の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成20年度までの業務実績の評価において示した課題等、さらには、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から寄せられた独立行政法人の業務実績に関する2次評価結果等や取組方針も踏まえ、評価を実施した。

管理運用法人は、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に年金積立金の運用を行うことにより、年金事業の運営の安定、ひいては国民生活の安定に貢献するという使命を負っている。このような使命を果たすため、中期目標において、効率的な業務運営体制を確立し、職員の専門性を高め業務運営能力の向上を図ること、年金財政上の諸前提における実質的な運用利回りを達成するために、基本ポートフォリオを定め、これに基づき管理を行うこと、受託者責任の徹底、情報公開への積極的取組等の業務の質の向上に関する事項、リスク管理の徹底等の積立金の管理運用に関し遵守すべき事項等が定められている。

したがって、管理運用法人の評価に当たっては、その使命を果たすために行われた具体的な取組、又はその取組における創意工夫を評価の基本とし、その上で、中期目標等に定める事項が適切に行われたかについて総合的な評価を実施することとしている。

平成21年度においては中期目標期間の最終年度として、昨年度までに評価委員会において指摘した事項を踏まえ、これまで改善が図られてきた業務運営体制が円滑に機能し、適切な業務運営がされているか、といった点に重点を置き、評価を実施することとした。

なお、年金積立金の運用は、前述のとおり、長期的な観点から安全かつ効率的に

行うこととされていることから、管理運用法人の単年度評価についても、長期的な視点に立ちつつ行うことが重要である。

(2) 平成21年度業務実績全般の評価

ア 管理運営体制全般に関する事項

管理運用法人の使命は、前述のとおり、長期的な観点から安全かつ効率的な年金積立金の管理・運用を行うことにより、年金事業の運営の安定に資することである。

平成21年度における業務運営の効率化と、それに伴う経費の節減効果に関しては、資産管理機関の集約化を完了するとともに、手数料率の更なる引下げを図った結果、管理運用委託手数料額は前年度比で約47億円減少し、コスト節減の効果をあげたことは評価できる。

また、効率的な業務運営体制の確立のため、積極的な外部の専門的知見を有する人材の確保や、専門実務研修の実施、人事評価制度の実施等により、職員の勤労意欲や業務遂行能力の向上を図るなど、適切な対応を行っている。さらに、理事長直轄の経営管理会議等を活用し、事業運営の改善を図るなど、業務改善に積極的に取り組んでいる。また、業務の質の向上に関する事項についても、受託者責任の徹底や調査研究の充実など着実に取り組んでいる。

イ 年金積立金の管理及び運用全般に関する事項

平成21年度は、金融危機後の世界経済の回復期待を受けて内外株式が大幅に上昇した。

このような状況の下、平成21年度における運用結果としては、運用成果を測定する尺度の一つである修正総合収益率¹では、3年ぶりのプラスとなった。また、市場平均を示す指標であるベンチマーク²と比較した場合、国内株式及び外国債券についてはプラスの超過収益率、短期資産及び国内債券については概ねベンチマーク並みの収益率³、外国株式についてはマイナスの超過収益率という結果になっており、その要因分析は適切になされている。

管理運用法人においては、通常の利用受託機関との定期ミーティング、リスク管

-
- ¹ 「修正総合収益率」とは運用の効率性を表す時価ベースの資産価値の変化を把握する指標。具体的には、実現収益に、資産の時価評価による評価損益の増減及び未収収益の増減を加え、さらに投下元本に時価の概念を導入して算定した収益率。
 - ² 価格変動がある市場運用を行う限り、修正総合収益率がマイナスになる年度はあり得ることから、運用結果を評価する際には、修正総合収益率だけでなく、ベンチマーク収益率を確保できているかどうかにも着目する必要がある。
 - ³ ベンチマークと収益率の差が、±0.1%未満のものについては概ねベンチマーク並みとしている。

理ミーティングに加え、平成21年度当初においては株価が大きく変動した際に緊急に随時ミーティングを通じて、リスク管理のための情報の収集、共有化に努めた。また、運用受託機関に対する定性評価及び定量評価を踏まえた総合評価を行い、79社中、20社を資金配分停止、1社を解約とするなど⁴、ルールに則した厳格な対応を行っている。

ウ 年金積立金の運用実績が年金財政に与える影響の評価

管理運用法人で管理する積立金と年金特別会計で管理する積立金を合わせた、年金積立金全体の運用実績と財政再計算及び財政検証上の前提を比較すると、平成21年度単年度については、運用実績が財政再計算及び財政検証上の前提を10.67%上回っている。

平成13年度（年金積立金の自主運用の開始年度）からの9年間の実質的な運用利回りについては、運用実績が財政再計算及び財政検証上の前提を年平均1.67%、管理運用法人が設立された平成18年度からの4年間で0.50%、上回っている。

以上のことから、年金積立金の運用が年金財政にプラスの影響を与えていると評価することができる。なお、年金積立金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うこととされており、運用実績の年金財政に与える影響についても、長期的な観点から評価することが重要である。

エ 平成21年度業務実績全般の評価

以上を踏まえると、管理運用法人の管理運営体制については、業務運営体制の見直し及び改善の効果が発揮され、業務運営が適切に行われていると評価することができる。

また、年金積立金の管理及び運用に関する事項については、必要なリスク管理を行い、全体としては管理運用法人の設立目的に沿って適切に業務を実施したと評価できる。

年金積立金の運用については、長期的には年金財政の目標とされている実質的な運用利回りは確保できており、単年度においてもベンチマークとの対比で見て、概ねベンチマーク並みの収益率を確保できている。また、市場動向も踏まえつつ、キャッシュ・アウトやリバランスを行うことは引き続き課題となっており、機動的な対応が求められている。今後も、長期的に年金積立金の安全かつ効率的な運用が実施されていくことを大いに期待したい。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2のとおりである。

⁴ 平成21年度評価時点延べ数。以下同じ。

個別項目に関する評価資料については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化に関する措置について

平成21年度における業務運営の効率化と、それに伴う経費の節減効果としては、資産管理機関の集約化や運用委託手数料の引き下げによる経費節減効果の実現があげられる。平成19年度より資産管理機関の選定を行い、1つの資産の管理を1つの資産管理機関に集約することとし、平成21年度において資産移管を完了した。また、管理運用委託手数料の水準についても、既存の受託機関、新規の受託機関ともに引下げを図り、経費の節減を実現している。これらの取組により、平成21年度においては、管理運用委託手数料額について前年度比で約47億円の経費節減効果が認められ、評価することができる。

組織編成及び人員配置の見直し等の効率的な業務運営体制の確立に関する項目については、引き続き、着実な対応がなされている。特に、業務運営能力の向上のため、積極的に外部の専門的知見を有する運用経験者の確保に努めており、人件費の制約がある中、最大限の努力を行っていると評価できる。また、職員の専門性向上のための取組については、大学院への入学補助制度の活用等による専門実務研修の実施が図られており、着実に成果をあげている。さらに、人事評価制度の実施において、実績評価の結果の奨励手当への反映や、能力評価の結果に基づく職員へのフィードバック面談の実施及びその結果の昇級への反映など、職員の勤労意欲の向上や業務遂行能力の向上に資する取組が行われており、また、平成21年度においては、無駄削減等の取組を評価に反映するなどの工夫を行っていることは評価できる。今後も、効率的な業務運営体制の確立を図るとともに、業務運営能力の向上を図る観点から、証券アナリスト資格取得の支援措置の継続など、引き続き質の高い人材の確保及び育成を進めることが必要である。

業務管理の充実については、引き続き、理事長直轄の経営管理会議等を活用し、四半期ごとに中期計画・年度計画の進捗・達成状況を把握し、業務改善指示等を出すことにより、キャッシュ・アウトに係る資金移動のフローの見直しや、システム部門の体制強化等の業務改善につなげていると評価する。また、監事による監査に加え、内部監査の充実・強化により、適切な監査体制を整えるとともに、「コンプライアンス委員会」等の各種会議の開催、その内容の役職員への周知、研修の実施等により、内部統制体制の充実を図り、職員の意識改革や受託者責任の徹底に取り組んでいる点は評価できる。

また、平成21年度においては、新たに「情報システム室」を創設し、システム部門の体制強化を図るとともに、資産統合管理システムの整備及び業務システムの最適化について、平成18年度に策定した業務・システム最適化計画に基づき、平成21年度内に設計・開発を終えて稼働を開始し、平成22年度の業務切り替えに向けた準備を着実に進めている点は評価できる。今後は、新たに導入した情報システムが従前の機能を継承するに止まることなく、リスク管理等業務の質の向上に繋がっていくことが必要である。

(2) 業務の質の向上に関する取組について

受託者責任の徹底への取組については、意思決定サポート体制の構築による責任体制の明確化、法令遵守等の徹底に向けたコンプライアンス委員会の開催や、コンプライアンス研修の実施など、引き続き適切な取組が行われている。また、運用受託機関等に対してもガイドラインを明示して関係法令遵守の徹底を図るとともに、定期ミーティング等において運用状況やリスク管理の状況の報告を求める際にも、遵守の状況を確認するなど、運用受託機関等に対する受託者責任の徹底についても適切に取り組んでいると評価できる。

また、調査研究については、管理運用手法の高度化等の観点から、基本ポートフォリオの検証や投資対象の拡大に関する研究など、時宜に即した適切なテーマについて積極的に取り組んでいると評価できる。

情報公開に係る取組については、平成21年度においては、年金積立金の管理及び運用について、より一層の国民の理解を得るために、年金運用に関するセミナーや講演会を通じて、年金積立金運用の基本的な考え方や運用状況について積極的に説明を行うとともに、業務概況書や運用委員会の議事要旨等の内容を充実させ、より分かりやすいものとなるような工夫を行っている点は評価できる。今後も、分かりやすい情報提供を推進し、年金積立金の長期的な観点からの運用について国民の十分な理解を得るため、広報活動の充実・強化を図るよう、一層の努力を期待したい。

(3) 財務内容の改善等について

財務内容の改善に関する事項については、平成17年度と比較して、一般管理費は21.2%、業務経費は21.9%の節減を達成し、経費節減及び事業の効率化が行われていると評価できる。

(4) 評価委員会が厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点等への対応について

① 財務状況について

平成21年度においては、内外株式の大幅な回復により、平成20年度末の繰越欠損金を上回る当期総利益を計上した結果、利益剰余金が生じている。この利益剰余金については、法令の規定に従い、各勘定において積立金として整理されている。

② 保有資産の管理・運用等について

保有する宿舎について、全て売却することを決定した点は評価できる。第二期中期目標期間中に所要の手続を完了するよう努めることとされており、速やかに着手することを期待する。

③ 組織体制・人件費管理について

ラスパイレス指数については、地域・学歴勘案で99.8と国家公務員と比べ下回っているが、引き続き、平成21年度においても、人件費上昇の抑制等の取組を適切に進めている。また、そのような中で、引き続き質の高い人材の確保に向けた取組を継続していることは評価できる。また、国家公務員再就職者のポストの見直しについても、常勤監事について公募を行い、民間出身者が監事に任命されており、適切に行われている。

④ 事業費の冗費の点検について

各項目について、それぞれ適切に点検が行われている。また、人事評価制度において、無駄削減等の取組を評価に反映するなどの工夫や、新たに法人内に「経費節減委員会」を設置し、経費節減に向けた取組方針の設定を行うなどの取組を行っていることは評価できる。なお、平成17年度と比較して、一般管理費は21.2%、業務経費は21.9%の節減を達成し、経費節減及び事業の効率化が行われている。

⑤ 契約について

随意契約に関する管理運用法人の会計規程においては国の基準と同じ限度額を定めているが、真にやむを得ない契約以外は全て一般競争入札等に移行している。また外部の第三者からなる「契約監視委員会」を設置し、随意契約や一般競争入札等の契約方式の妥当性や、一者応札・一者応募の改善策について審査を行い、指摘事項について適切に改善策を講じている。今後も、一般競争入札及び企画競争の実施を継続し、経費節減を図るよう求めたい。

⑥ 内部統制について

内部統制について内部統制については、「コンプライアンス委員会」や「運営リ

スク管理委員会」、「情報セキュリティ委員会」、といった各種会議の開催、その内容の役職員への周知、研修の実施等により、内部統制体制の充実を図り、職員の意識改革や受託者責任の徹底に取り組んでいる。また、コンプライアンスハンドブックの改定、全役職員対象のコンプライアンス研修の実施、役職員への周知・徹底を行うとともに、関係法令、法人の規程類及び同ハンドブックを法人LANへ掲載し、役職員がいつでも必要な情報にアクセスできる体制を構築する等、適切な対応がなされている。

⑦ 事務事業の見直し等について

業務改善の取組については、「業務改善目安箱」や「経費節減委員会」を設置するとともに、人事評価の評価項目に無駄削減や業務効率化についての項目を設けるなど、様々な工夫を行っている。また、平成21年度は、第一期中期目標期間の最終年度であったことから、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の「主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」及び厚生労働省の「年金積立金管理運用独立行政法人の組織・業務全般の見直し案」に沿った厚生労働大臣からの第二期中期目標が示され、これを受けて、管理運用法人において第二期中期計画が策定され、厚生労働大臣の認可を受けている。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事監査計画に基づく監事の監査報告書の提出並びに監事の行った財務諸表等について検討した点及び業務運営について検討した点について説明を受け、これらも踏まえて評価を行った。

⑨ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成22年7月8日から8月6日までの間、法人の業務実績報告書等に対する国民からの意見募集を行い、その寄せられた意見も踏まえて評価を行った。

(5) 年金積立金の管理及び運用に関する事項

① 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針

平成21年度においては、金融危機後の世界経済の回復期待を受けて内外株式が大幅に上昇したことから、プラスの収益率となった。

各資産ごとに市場運用の結果を評価するための指標であるベンチマークとの対比で見ると、国内株式及び外国債券についてはプラスの超過収益率、短期資産についてはプラス0.06%、国内債券についてはマイナス0.05%と概ねベンチマー

ク並みの収益率となったが、外国株式についてはマイナスの超過収益率という結果となった。外国株式のマイナスの超過収益率については、特定の業種の構成割合がベンチマークに比べて低めになっていたこと等とされており、適切な要因分析がなされている。

管理運用法人においては、運用受託機関との定期ミーティング、リスク管理ミーティングを実施し、毎月1回、各運用受託機関の運用状況、リスク管理状況を取りまとめ、問題の有無を確認し、必要に応じ運用受託機関との協議を通じ改善を促すなど、ベンチマーク収益率の確保のために必要な対応を行っている。

また、年度初めに株価が大きく変動したことを踏まえ、緊急に運用受託機関との随時ミーティングを実施し、外国株式アクティブ運用受託機関の投資行動及びリスク管理状況を把握するなど、リスク管理に向けた適切な情報収集を行った点は評価できる。加えて、運用受託機関の評価についても、定性評価及び定量評価を踏まえた総合評価の結果、79社中、20社について資金配分を停止、1社を解約とするなど、収益率向上に向けた適切な対応を行っている。

さらに、外国債券パッシブと外国株式パッシブ運用については、平成21年度に運用受託機関の構成（マネージャーストラクチャー）の見直しに伴う選定を開始しており、リスクに応じた適切な運用受託機関の選定を期待したい。

また、世界的にみても大規模なファンドであることに鑑み、市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう慎重な投資行動を行っており、平成21年度においては、寄託金の償還、年金特別会計への納付、リバランスの実施にあたって、資産の売却・回収は必要最小限とし、財投債の満期償還金等の資金を活用して行うなど、市場への影響を極力抑える努力を行っているとは評価する。また、キャッシュ・アウトに際しての資金移動フローを見直すとともに、新たに短資業者を選定し、短期資産の運用先の拡充を図っており、ニーズに即応した適切な対応を行っているとは評価できる。

② 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産構成について

第一期中期目標期間が平成21年度で終了することから、第二期中期計画における基本ポートフォリオの策定に向けて、運用委員の専門的な知見を十分に活かして、幅広い観点から最新の知見も取り入れながら精力的な検討を行ったことは評価できる。

なお、平成22年3月に厚生労働大臣から示された第二期中期目標においては、運用目標は暫定的なものとして示され、「安全・効率的かつ確実を旨とした資産構成割合を定め、これに基づき管理を行うこと。その際、市場に急激な影響を与えないこと。」とされたことから、管理運用法人においては、これを踏まえ、最新のリ

スク・リターン情報を用いて、第一期中期計画における基本ポートフォリオが「安全・効率的かつ確実」であることの検証・確認を行い、第一期中期計画における基本ポートフォリオを、第二期中期計画における基本ポートフォリオとして策定している。平成21年度においては、これにより第一期中期計画に基づく基本ポートフォリオの検証を行ったものとしており、与えられた目標の中で適切に行われたと評価する。

③ 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

運用受託機関に対するリスク管理については、遵守すべきガイドラインを示すことや、各運用受託機関のリスク管理指標に係る目標値の遵守状況を逐一把握するなどの取組を引き続き行っており、また、平成21年度においては、年度初めに株価が大きく変動したことを踏まえ緊急に随時ミーティングを行うなど、リスク管理に向けた適切な情報収集活動を行っている。今後は、急激な市場の変化にも対応できるよう、さらなるリスク管理の充実に向けた検討を進めることを期待する。

管理運用法人は、運用の効率化や必要な流動性の確保の観点から、運用資産の一部（国内債券パッシブ運用の一部、引受財投債の全額及び短期資産）について、資産管理機関を利用しつつ、自ら管理及び運用を行っている。管理運用法人における自家運用については、運用部から独立したインハウス運用室において、運用部から提示されたガイドラインに従い、月次でリスク管理状況等の報告を行い、運用部においてリスク管理指標に係る目標値等の遵守状況の確認を行っており、適切な対応がなされていると評価する。

株主議決権の行使については、企業経営等に与える影響に配慮し、運用受託機関にガイドラインの策定及びその遵守を求め、改善が必要な事項については運用受託機関に改善を求めるなど、株主利益の最大化を目指して適切な対応を行っているとして評価する。

3. 年金積立金の運用実績が年金財政に与える影響の評価

管理運用法人の総合評価においては、年金積立金の運用が年金財政に与える影響についての検証報告の内容を考慮して、個別評価の分析結果と併せて、総合評価を行うこととなっている。

公的年金の年金給付額は、長期的に見ると名目賃金上昇率に連動して増加することとなるため、運用収入のうち賃金上昇率を上回る分が、年金財政上の実質的な収益となる。このため、運用実績の評価は、名目運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いた「実質的な運用利回り」について、運用実績と財政再計算及び財政検証に

おける前提とを比較して行う⁵。

年金積立金全体の運用実績と財政再計算及び財政検証上の前提を比較すると、平成21年度単年度については、運用実績が財政再計算及び財政検証上の前提を10.67%上回っている。

平成13年度（年金積立金の自主運用の開始年度）からの9年間の実質的な運用利回りについても、運用実績が財政再計算及び財政検証上の前提を年平均1.67%、管理運用法人が設立された平成18年度からの4年間で0.50%、上回っている。

以上のことから、年金積立金の運用が年金財政にプラスの影響を与えていると評価することができる。

⁵ 平成21年財政検証は、平成21年2月に厚生労働省から公表されているが、平成21年財政検証は、平成20年度末積立金を基礎とし、平成21年が推計初年度となっていることから、21年度については、平成21年財政検証における前提との比較を行っている。